

監 査 報 告 書

令和7年7月29日

社会福祉法人 熊石敬愛会

理事長 宮 田 千 秋 様

監事

岩佐隆治



監事

加藤

元



定款第18条の規定に基づき、令和7年度4月1日から6月30日までの期間における理事の職務の執行状況及び業務・財産について調査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監 査 日 令和7年7月28日

2 場 所 特別養護老人ホームくまいし荘

3 監査実施内容

- (1) 理事の職務の執行状況について
- (2) 業務及び財産の状況調査について
 - ①令和7年度各拠点区分計算関係書類について（4月～6月）
 - ②くまいし荘管理運営全般について
 - ③利用者預り金について

4 監査結果

(1) 理事の職務の執行状況の監査結果

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 業務及び財産の状況調査の監査結果

業務及び財産の状況調査について、関係職員からの説明を求め、また、関係書類を確認したところ適正に行われていること認めます。

監 査 報 告 書

令和7年10月27日

社会福祉法人 熊石敬愛会
理事長 宮 田 千 秋 様

監事 岩佐隆治 

監事 加藤 元 

定款第18条の規定に基づき、令和7年度7月1日から9月30日までの期間における理事の職務の執行状況及び業務・財産について調査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

- 1 監 査 日 令和7年10月23日
- 2 場 所 特別養護老人ホームくまいし荘

3 監査実施内容

- (1) 理事の職務の執行状況について
- (2) 業務及び財産の状況調査について
 - ①令和7年度各拠点区分計算関係書類について（7月～9月）
 - ②くまいし荘管理運営全般について
 - ③利用者預り金の確認について
 - ④給食関係について
 - ⑤デイサービスセンター管理運営全般について

4 監査結果

- (1) 理事会に出席し理事及び職員から報告等により、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務及び財産の状況調査について、関係職員からの説明を求め、また、関係書類を確認したところ適正に行われていることを認めます。
今後も、健全経営が図られるよう努めること。

監 査 報 告 書

令和8年1月23日

社会福祉法人 熊石敬愛会
理事長 宮 田 千 秋 様

監事 岩佐隆治 

監事 加藤 元 

定款第18条の規定に基づき、令和7年度10月1日から12月31日までの期間における理事の職務の執行状況及び業務・財産について調査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監 査 日 令和8年1月21日

2 場 所 特別養護老人ホームくまいし荘

3 監査実施内容

- (1) 理事の職務の執行状況について
- (2) 業務及び財産の状況調査について
 - ①令和7年度各拠点区分計算関係書類について（10月～12月）
 - ②くまいし荘管理運営全般について
 - ③利用者預り金の確認について
 - ④給食関係について
 - ⑤デイサービスセンター管理運営全般について
 - ⑥各拠点区分決算見込みについて

4 監査結果

- (1) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務及び財産の状況調査について、関係職員からの説明を求め、関係書類を確認したところ適正に行われていること認めます。

監 査 報 告 書

令和8年5月18日

社会福祉法人 熊石敬愛会

理事長 宮 田 千 秋 様

監事

岩 佐 隆 治 

監事

加 藤 元 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監 査 日 令和8年5月15日

2 場 所 特別養護老人ホームくまいし荘

3 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

4 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。